３　運営団体・指導者について

Q28　どのような団体が運営できますか。

A. 中学生を主な対象として、スポーツ活動や文化芸術活動などを継続的に実施する地域の団体などが対象です。競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人、一般社団法人、任意団体など多様に受け付けます。

Q29　運営団体と実施主体とは何ですか。

A. 運営団体は、地域クラブ活動全体を統括し、責任をもって管理する団体です。実施主体は、個々の地域クラブ活動を実際に行う団体です。同一の団体が両方を担うこともできます。

Q30　指導者に資格は必要ですか。

A. 指導者の登録を行う場合、「宮城県等が実施する地域クラブ活動指導者向けの研修」を受講していただきます。なお、「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格」「日本スポーツ協会加盟団体認定スポーツ指導者資格」「教員免許を有しておりかつ部活動の指導を経験したことがある」などの場合は、研修の受講を免除します。また、競技により必要となる資格や研修は、各自取得していただきます。中体連大会への参加を希望する場合は、県中体連の当該年度の要項と競技別細則を確認してください。

Q31　教員が地域クラブの指導者になれますか。

A. 教員の地域クラブでの指導については、勤務先や任命権者等の規程、兼職兼業に関する手続きなどを確認する必要があります。ボランティアでの活動では問題ありませんが、指導者の登録を行うに当たり、必要な要件は満たしてください。

Q32　指導者が一人のみの団体でも申請できますか。

A. 原則として複数の指導人材が必要になります。指導者が一人の場合、急病・事故・不在時の対応、複数会場での活動、引率、安全確保などの観点から別途対応が必要になりますので、ご相談ください。

Q33　１８歳の人も指導者登録できますか。

A. 要領では年齢を明記していませんが、中学生年代への指導に必要な資質・能力や研修要件などを満たす必要がありますので、高校生については、卒業後の登録をお願いします。

Q34　学校部活動の外部指導者（部活動指導員）が、休日クラブの指導者を兼ねることはできますか。

A. 兼ねることは可能です。ただし、学校での勤務時間・契約範囲外での活動であること、双方の報酬や任用条件に抵触しないことを各自確認してください。

Q35　申請時点で指導者が指定研修を未受講の場合、申請は拒否されますか。

A. 申請自体は受付可能です。ただし、実際の活動開始までに指定研修の受講（または受講申込済みであること）が確認できることが認定の条件となります。教員免許及び部活指導経験者や公認資格保持者は研修が免除されます。

Q36　練習中に指導者が急用や体調不良で１名しかいなくなった場合、活動を継続してよいですか。

A. 安全管理の観点から、十分な見守りが行えない場合は練習内容を軽微なものに変更するか、休講措置をとってください。応急救護や緊急連絡の遅れを防ぐため、保護者当番等のバックアップ体制をあらかじめ整えておくことを推奨します。

Q37　保護者が指導者を務めてもよいですか。

A. 問題ありません。保護者であることのみを理由に可否を判断するのではありませんが、指導に必要な申請や研修などは同様に実施する必要があります。

Q38　指導者が暴言や体罰を行った場合はどうなりますか。

A. 当該指導者及び被害を受けた参加生徒その他関係者から事実確認等を行い、必要に応じて指導者に対する指導、登録の取り消し等を行います。

Q39　指導者への謝金や報酬は支払えますか。

A. 本市からの謝金や報酬はありません。基本的に参加費からの受益者負担となります。その際は、金額、支払基準、交通費、税務上の取扱いなどを明確にし、会員に説明できるようにしてください。

Q40　教員が指導者となった場合、手当等はどうなりますか。

A. 従来の教員としてではなく、認定地域クラブの指導者としての活動となるため、特殊業務手当の支給ではなく、クラブの規定等に基づく支給となります。

Q41　保護者が運営に参加しなければなりませんか。

A. 保護者の運営参加や当番の有無は、団体の運営方針によります。送迎、審判、会計、用具管理等の協力を求める場合は、入会前に内容や負担を説明し、特定の家庭に過度な負担が集中しないよう配慮してください。